

国民健康保険税 第1期(暫定賦課分) の納期が 変わります。

旧志津川町において、国民健康保険税の第1期分(全部で9期)の納付月は5月でしたが、南三陸町として平成18年度からは、4月が第1期分の納付月となります。

第2期分から第9期分までの納付月は従来と同じです。なお、旧歌津町につきましては、従前から4月が第1期分の納付月でしたので、変更ありません。

期	納付月
第1期	4月
第2期	7月
第3期	8月
第4期	9月
第5期	10月
第6期	11月
第7期	12月
第8期	1月
第9期	2月

退職者医療制度とは？

次の条件のすべてにあてはまる人(退職被保険者本人)と、その被扶養者が対象となります。

- ① 国保に加入している人
- ② 老人保健の適用を受けていない人
- ③ 厚生年金や各種共済組合などの年金を受けられる人で、その加入期間が20年以上、もしくは40歳以降に10年以上ある人

※被扶養者

退職被保険者と生活をともにし、おもに退職被保険者の収入によって生計を維持している次の人です。

○退職被保険者の直系尊属、

節目の届け出も 忘れずに！

親元を離れる学生に 学保険証を交付

他の市区町村の高校や大学、各種学校などに入学する場合は、住所の変更が必要ですが、医療保険は今までどおり親元

配偶者と3親等内の親族、または配偶者の父母と子

- 国保加入者で、老人保健の適用を受けていない人
- 年間の収入が130万円(60歳以上の人や障害者は年収180万円)未満の人

の国保に加入することができません。

この場合、申請により[㊦]保険証が交付されます。

Ⅱ手続きに必要なものⅡ

- ① 国保の保険証
- ② 在学証明書
- ③ 印鑑

※転出届も同時に受理します。

転出先住所を確認してください。

有効期限は3月末日です。

昨年9月に交付した[㊦]保険証は3月末日で有効期限が切れます。4月1日以降も在学する方は、更新手続きが必要です。(別途対象者には通知

します。)

Ⅱ手続きに必要なものⅡ

- ① [㊦]保険証
- ② 在学証明書
- ③ 印鑑

卒業する場合には

卒業後も他の市区町村で生活する方は、親元の国保資格を喪失します。また、会社等に就職し、社会保険や各種共済組合に加入した方も国保の資格を喪失しますので届け出が必要です。

- Ⅱ手続きに必要なものⅡ
- ① 国保の保険証
- ② 新たに加入した健康保険証
- ③ 印鑑

出稼ぎや長期旅行を するときに[㊦]保険証

出稼ぎや長期旅行などで別々に生活するため、一枚の保険証では保険給付を受けることが困難な場合、申請によりもう一枚の保険証([㊦]遠隔地被保険者証)の交付が受けられます。

Ⅱ手続きに必要なものⅡ

- ① 国保の保険証
- ② 印鑑

国民健康保険に関する お問い合わせは

町民税務課 ☎46-1373
歌津総合支所住民生活課
☎36-3924

